

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第58号

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>別表第13（第35条関係）</p> <table border="1"><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>1, 1—ジクロロエチレン</td><td>検液1リットルにつき<u>0.1ミリグラム</u>以下であること。</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	略		1, 1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき <u>0.1ミリグラム</u> 以下であること。	略		<p>別表第13（第35条関係）</p> <table border="1"><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>1, 1—ジクロロエチレン</td><td>検液1リットルにつき<u>0.02ミリグラム</u>以下であること。</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	略		1, 1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき <u>0.02ミリグラム</u> 以下であること。	略	
略													
1, 1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき <u>0.1ミリグラム</u> 以下であること。												
略													
略													
1, 1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき <u>0.02ミリグラム</u> 以下であること。												
略													
<p>別表第15（第35条関係）</p> <table border="1"><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>1, 1—ジクロロエチレン</td><td>1リットルにつき<u>0.1ミリグラム</u>以下であること。</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	略		1, 1—ジクロロエチレン	1リットルにつき <u>0.1ミリグラム</u> 以下であること。	略		<p>別表第15（第35条関係）</p> <table border="1"><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>1, 1—ジクロロエチレン</td><td>1リットルにつき<u>0.02ミリグラム</u>以下であること。</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	略		1, 1—ジクロロエチレン	1リットルにつき <u>0.02ミリグラム</u> 以下であること。	略	
略													
1, 1—ジクロロエチレン	1リットルにつき <u>0.1ミリグラム</u> 以下であること。												
略													
略													
1, 1—ジクロロエチレン	1リットルにつき <u>0.02ミリグラム</u> 以下であること。												
略													
<p>別表第17の2（第46条の2関係）</p> <table border="1"><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>1, 1—ジクロロエチレン</td><td>検液1リットルにつき<u>1ミリグラム</u>以下であること。</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	略		1, 1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき <u>1ミリグラム</u> 以下であること。	略		<p>別表第17の2（第46条の2関係）</p> <table border="1"><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>1, 1—ジクロロエチレン</td><td>検液1リットルにつき<u>0.2ミリグラム</u>以下であること。</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	略		1, 1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき <u>0.2ミリグラム</u> 以下であること。	略	
略													
1, 1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき <u>1ミリグラム</u> 以下であること。												
略													
略													
1, 1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき <u>0.2ミリグラム</u> 以下であること。												
略													

附 則

この規則は、公布の日から施行する。